

改正

昭和56年9月25日条例第37号
平成元年6月20日条例第41号
平成3年3月25日条例第19号
平成6年12月26日条例第48号
平成9年3月27日条例第12号
平成15年12月24日条例第39号
平成17年6月24日条例第131号
平成19年6月25日条例第30号
平成20年3月28日条例第4号
平成25年12月27日条例第55号
令和元年9月27日条例第24号

八戸市武道館条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、スポーツの普及振興及び市民の健康の維持増進を図るため、武道館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(武道館の名称及び位置)

第2条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市武道館
- (2) 位置 八戸市大字糠塚字下屋敷9番地1

(指定管理者による管理)

第3条 八戸市武道館(以下「武道館」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 武道館の使用の許可に関する業務
- (2) 武道館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、武道館の管理を行わなければならない。

(使用の許可及び条件)

第6条 武道館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、武道館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用制限)

第7条 指定管理者は、武道館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 武道館の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、武道館の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第6条の規定により武道館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第9条 武道館の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表のとおりとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第12条 使用者は、武道館の施設又は附属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（特別設備の設置等の許可）

第13条 使用者が武道館の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（秩序保持）

第14条 使用者は、武道館の秩序保持及び施設の良い保全に努めなければならない。

2 使用者及び入館者は、常に当該職員の指示に従わなければならない。

（入館の拒否等）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 武道館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不相当と認める者

（使用者の原状回復義務）

第16条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、第8条第1項第4号の場合において、指定管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第17条 武道館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

（委任事項）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和56年4月規則第14号で、同56年4月11日から施行）

附 則（昭和56年9月25日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和56年9月規則第24号で、同56年10月11日から施行）

附 則（平成元年6月20日条例第41号）

- 1 この条例は、平成元年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月25日条例第19号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日条例第48号）

- 1 この条例は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第12号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月24日条例第39号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月24日条例第131号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第30号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第55号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和元年9月27日条例第24号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

別表（第9条関係）

利用料金

1 柔道場等を使用する場合

| 区分 | | | | | 金額（1時間当たり） |
|-----------------|-------------|---------------------|-------------|-----------|-------------|
| 柔道場、剣道場又はレスリング場 | 貸切使用の場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 片面 | 円 230 |
| | | | | 全面 | 470 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 全面 | 1,430 |
| | | | | 催物に使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 全面 | | |
| | | 興行又はこれに類するものに使用する場合 | 全面 | 14,360 | |
| 個人使用の場合 | 一般（大学生を含む。） | | 100 | | |
| | 高校生以下 | | 50 | | |
| 会議室 | 入場料を徴収しない場合 | | | 220 | |
| | 入場料を徴収する場合 | | | 670 | |
| 設備、器具等 | | | | | 市長が定める額 |

備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、武道館に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- (3) 高校生以下の者が貸切使用する場合の利用料金（設備、器具等の利用料金を除く。）は、当該利用料金の100分の80に相当する額とする。
- (4) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にアマチュアスポーツ以外に貸切使用する場合の利用料金は、当該利用料金の100分の120に相当する額とする。
- (5) 前2号の規定に基づいて算出した利用料金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 相撲場を使用する場合

| 区分 | | 金額（1時間当たり） | |
|---------|------------------|---------------------|----------|
| 貸切使用の場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 円 470 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 1,430 |
| | 催物に使用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 2,390 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 7,180 |
| | | 興行又はこれに類するものに使用する場合 | 14,360 |
| 個人使用の場合 | 一般（大学生を含む。） | 100 | |
| | 高校生以下 | 50 | |
| 設備、器具等 | | 市長が定める額 | |

備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、武道館に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- (3) 高校生以下の者が貸切使用する場合の利用料金（設備、器具等の利用料金を除く。）は、当該利用料金の100分の80に相当する額とする。
- (4) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にアマチュアスポーツ以外に貸切使用する場合の利用料金は、当該利用料金の100分の120に相当する額とする。
- (5) 前2号の規定に基づいて算出した利用料金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 売店等を設置する場合

| 区分 | | 金額 |
|--------------|----------------------|------------------|
| 売店を設置する場合 | 武道館をアマチュアスポーツに使用する場合 | 1㎡までごとに1日 600円 |
| | 武道館をその他に使用する場合 | 1㎡までごとに1日 1,800円 |
| 自動販売機を設置する場合 | | 1台につき1月 3,720円 |

備考

- (1) 使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 電気料は、別に実費を徴収する。